

写

(別添1)

年発0324第2号
平成23年3月24日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長

東北地方太平洋沖地震に伴う社会保険料等の納期限の延長について

「東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について」（平成23年3月13日付け年発0313第1号（平成23年3月18日付け年発0318第4号により一部改正））の1（1）により別途通知することとしていた標記の取扱いについて、本日、厚生労働省告示第66号が公布されたところである。

当該告示のうち日本年金機構の業務に関わる内容等は、以下のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

記

1 納期限の延長の対象となる保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、次に掲げる法律に係るものであり、災害の発生した日（平成23年3月11日）から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来するものであること。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所に係るものに限る。）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む。）
- (4) 児童手当法（昭和46年法律第73号）
- (5) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）

2 納期限の延長の対象となる事業所等

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に所在地を有する事業所等に係るものであること。

なお、対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直していくこととしている。

3 延長後の納期限について

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、災害の復旧状況等を踏まえ別途厚生労働省告示で定められること。